ちゅうぎん口振Web伝送サービス利用規定

株式会社中国銀行(以下、「当行」といいます)は、当行がインターネット上で提供する「ちゅうぎん 口振 Web 伝送サービス」(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して、次のとおり利用規定を 定めます。

1.総則

- (1)本サービスは当行と「預金口座振替に関する契約」(以下「本契約」という)を締結している契約者(契約時に、契約を締結する主体として登録された会社名・団体名・個人名)が提供を受けられるものとします。
- (2) 本サービスの利用申込みは、当行が定める手続きに従って利用申込みをするものとします。

2.サービス内容

- (1)本サービスは、契約者がパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」という)により、インターネットを利用して、口座振替情報の登録、口座振替請求データの作成・送信、口座振替結果 データの受信、口座振替結果明細表の受領、その他当行が定めるサービスを受けることができることを内容とします。
- (2)本サービスの利用日・利用時間は、当行が定める利用日・利用時間とします。ただし、当行は契約者に事前通知することなくこれを変更できるものとします。また、緊急時の障害対応やシステム停止を伴う保守管理その他当行の責によらないインターネット等の通信経路で工事・障害等が発生した場合は取扱時間中であっても、契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。
- (3) 本サービスは、当行が推奨する、OS、ブラウザー、PDF表示印刷その他ご利用環境にてご利用ください。

3.利用者

本サービスは、契約者が当行の定めた方法で登録した「利用者」により利用できるものとし、契約者の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に係る責任を負うものとします。

4. ログイン I D・パスワード管理

本サービスは、利用者および利用権限確認のため、当行が所定の方法で付与通知する「ログイン ID」(利用者IDともいいます)と当行所定の方法で利用者が登録管理する「パスワード」を使用します。

利用者のログインIDは、本サービス利用申込みにより当行が付与通知します。

利用者のパスワードは、初回のログイン時のみ使用する仮パスワードを当行が付与通知します。 利用者は、初回ログイン後、パスワードを変更するものとします。また利用者は、定期的にパ スワードを変更するとともに、自らの責任において管理するものとします。

5.利用するサービスの変更

契約者が利用するサービスを変更する場合は、当行が定める手続きに従って変更を行うものとします。

6.契約者情報の取扱い

- (1)当行は、契約者が本サービスの申込み時に届け出た情報、および契約者が本サービスを利用する ために登録した情報、本サービス利用履歴等の情報(以下「契約者情報」という)を当行の「個人 情報保護方針(プライバシーポリシー)」に従い、収集または利用します。
- (2) 当行の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」については、当行ウェブページに掲示します。

7 . 免責

- (1)当行は端末を通じて受信し所定の手続きに従って正常に操作完了した契約者の依頼についてのみ 責任を負うものとします。したがって、端末・通信機器・回線等の障害や誤作動または天災・火災・ 騒乱等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等ならびに端末の盗難・紛失・通信回線の不通により、 取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2)契約者は本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理する端末を利用し、通信環境について は契約者の責任において確保してください。当行は本サービスにより契約者の端末等が正常に稼働 することを保証するものではありません。また、契約者は本サービスの利用にあたり当行のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。
- (3) 当行の責に帰すべき事由により、契約者に損害が生じた場合、当行は通常かつ直接的な損害に限り契約者に対して責任を負うものとします。いかなる場合といえども、逸失利益、機会損失を含む その他一切の間接的な損害については、当行は責任を負いません。

8.サービスの解約

(1)解約

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2)お客さまによる解約

お客さまによる解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の 手続きをとるものとします。ただし、解約時までに処理した完了していない取引の依頼が存在す る場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ解約はできないものとします。

(3) 当行からの解約通知

当行の都合により本契約を解約する場合は届出住所宛てに解約の通知を行います。 当行が解約の通知を届出住所宛てに発信したにもかかわらず、その通知が延着しまたは到着 しなかった(受領拒否の場合も含みます)場合は、通常到着すべき時に到達したものとみなし ます。

(4)届出口座の解約

届出口座が解約された時は、当行はお客さまへ通知なしに本契約を解約することができるものと します。

(5)無催告での解約

本条第1項にかかわらず、お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は、何 らの催告なしに、いつでも本契約を失効させることができるものとします。

破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。 手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき。

本項第1号および第2号の他、お客さまが債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立て

たとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生 したとき。

お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

相続の開始があったとき。

行方不明となり、当行からお客さまに宛てた通知が、届出の住所に到達しなくなったとき。 お客さまが本サービスに関する手数料を支払わないとき。

一年以上にわたって本サービスの利用がないとき。

お客さまが当行とのこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そ の他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいず れかに該当することが判明した場合

- (a)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (b)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (c)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (d)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (e)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること

お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- (a)暴力的な要求行為
- (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (c)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (d)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
- (e)その他(a)から(d)に準ずる行為
- (6)本契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

9.規定の変更

- (1)当行は、法令の定めに従い、お客さまの一般の利益に適合するとき、または、その他相当の事由がある場合で、当行とお客さまが契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10.規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の他の規定により取り扱うものとします。

11.本サービスの廃止

当行は本サービスの一部または全部を停止できるものとします。その場合は、事前に相当な期間をもって当行のホームページ上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。

1 2 . 秘密保持

お客さまは、本サービスに伴って知り得た当行の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しない ものとします。

13. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、岡山地方裁判所を第 一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

(2025年4月7日時点)